

第4章 第7期下松市障害福祉計画及び第3期下松市障害児福祉計画

第1節 障害福祉計画及び障害児福祉計画とは

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人に対する支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

本市においては、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

(計画期間：令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間)

第2節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、次の7点に配慮して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者が地域で必要な支援を受けられるよう、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者が精神障害者に含まれて対象となること、さらに、難病患者も対象となっていることについての周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援や相談支援の充実を図るとともに、ライフステージに応じて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、専門的な支援が必要な医療的ケア児に対して、包括的な支援体制の構築に努めます。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、提供体制の確保とこれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、研修の実施や多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報を行うとともに、職員の処遇改善、ICT・ロボットの導入による負担軽減や効率化に、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえて支援し、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含めて、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。合理的配慮の提供に留意しつつ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表といった多様な活動に参加する機会を確保することで、社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進するとともに、障害者による情報の取得利用・意思疎通を推進するために、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用等の促進を図ります。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行っていきます。

(1) 訪問系サービス及び日中活動系サービスの提供体制の充実

障害者が地域で生活していくために必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）や、障害者の日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）について、サービスの提供体制の充実を図ります。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練等の事業を推進して、入所・入院から地域生活への移行を進めていきます。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたうえで、地域で安心して生活を送るために、支援体制の整備を図る必要があります。これらのサービスや居住支援法人との連携を推進し、障害者の一人暮らし等に向けた支援の充実を図りつつ、サービスにより障害者の地域における生活の維持と継続が図られるように努めていきます。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、コーディネーターの配置や効果的な支援体制を構築し、地域生活支援拠点となる事業所等の機能の充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行とその定着を進めます。

(4) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等の適切な支援ができるよう、ニーズを把握しつつ、地域課題の整理や専門的な人材の育成、地域資源の開発等を行い、関係機関と連携を図りながら支援体制の整備を図ります。

(5) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症の対策として、相談機関及び医療機関の周知、当事者団体を活用した回復支援が重要で、本人と家族に対して、関係機関が密接に連携して支援する必要があります。

また、依存症に対する誤解と偏見を解消するための研修や幅広い普及啓発に努めていきます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築し、相談支援事業所等が、障害者及びその家族が抱える課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげることができるよう、関係機関との連携に努めていきます。

また、基幹相談支援センターの設置についても検討していきます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者の地域生活への移行と定着を進めるとともに、現に地域で生活している障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めていきます。

(3) 発達障害者に対する支援

発達障害については早期発見と早期支援が重要であり、本人及びその家族等の支援者が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、発達障害者及びその家族等に対する支援体制を構築していきます。

(4) 地域自立支援協議会の活性化

地域課題の改善に取り組むため、下松市地域自立支援協議会の機能強化に努め、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

また、関係機関等とも連携して、事例の実態把握、支援体制の評価や改善等を図ります。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援については、障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策等とも緊密な連携を図るとともに、各部署と連携した支援体制を構築していきます。

さらに、障害児支援を適切に行うため、就学時や卒業時において、学校や教育委員会、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図り、支援が円滑に引き継がれるよう支援していきます。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等の体験を通じて、共に過ごし互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場における支援に協力できる体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児等コーディネーターを配置し、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等により、支援の地域づくりを推進します。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を行い、関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、その質の確保と向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

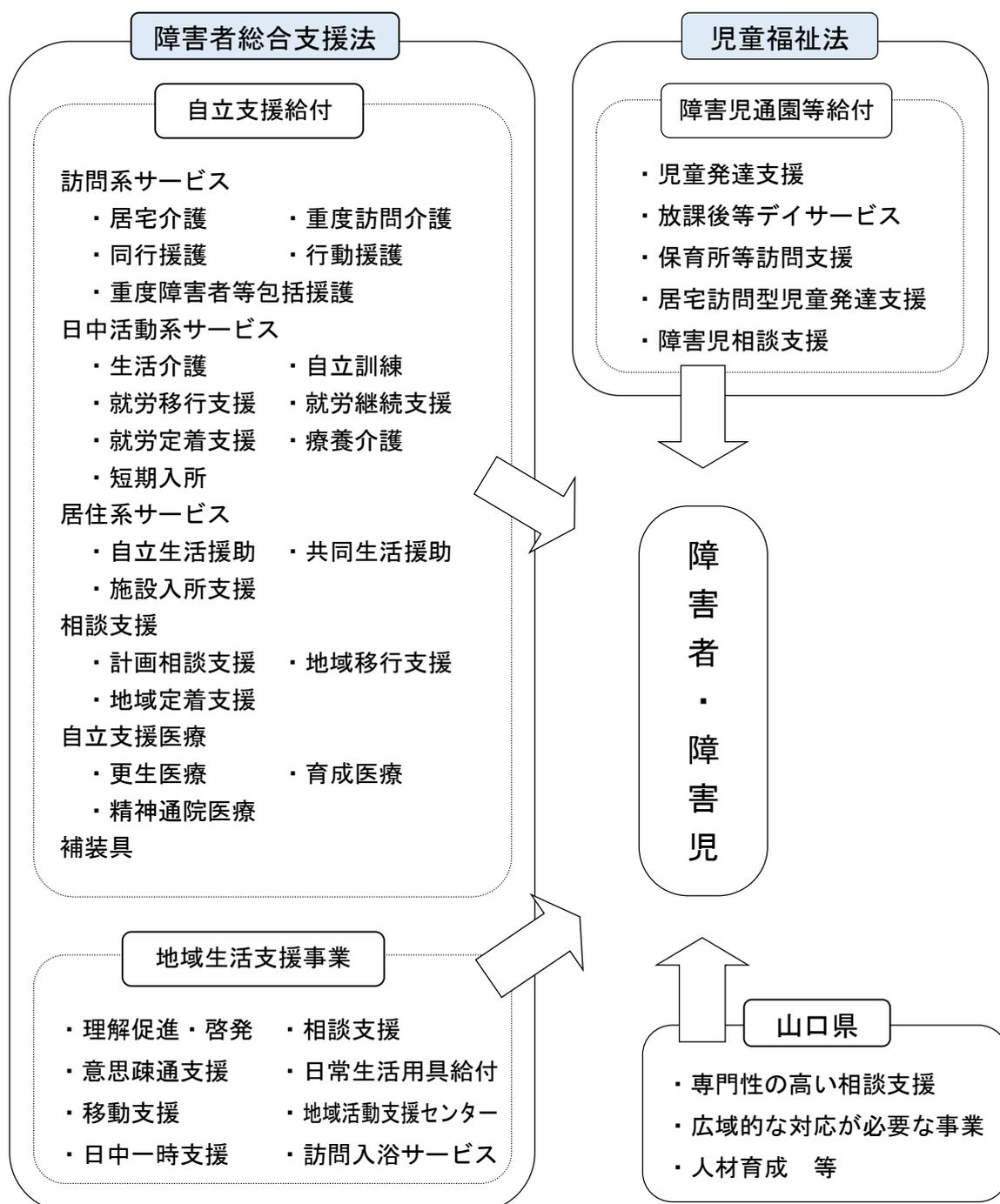
5 地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的な考え方

地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要なサービスが円滑に利用できるよう、地域生活支援事業の柔軟な運用に努めるとともに、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備していきます。

6 事業体系

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通園等給付等の体系

障害者を対象とした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障害児通園等給付」に大別されます。



(2) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます（区分6が最も支援の必要度が高い）。

全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、審査会を経て市が認定します。障害支援区分は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

令和5（2023）年4月1日現在の認定状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	3	7	11	10	14	39	84
知的障害	2	18	20	24	34	17	115
精神障害	3	16	3	0	1	0	23
難病	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	41	34	34	49	56	222

(3) 障害支援区分と利用できるサービスの関係について

サービスの種類	障害種別	利用条件
介護給付費	居宅介護	身 知 精 難 障害支援区分1以上
	重度訪問介護	身 知 精 難 障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当 (1) 二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち歩行、移乗、排尿、排便のいずれも支援が不要以外と認定されていること (2) 行動関連項目等の合計点数10点以上
	同行援護	身 難 視覚障害を有すること
	行動援護	知 精 障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数10点以上
	重度障害者等包括支援	身 知 難 障害支援区分6
	療養介護	身 難 ALSは障害支援区分6 筋ジストロフィーは障害支援区分5以上
	短期入所	身 知 精 難 障害支援区分1以上
	生活介護	身 知 精 難 障害支援区分3以上（施設入所者は4以上） 50歳以上は2以上（施設入所者は3以上）
	施設入所支援	身 知 精 難 障害支援区分4以上 50歳以上は3以上

第3節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

国の指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行することを基本としています。

本市においては、これまでの計画における実績や施設入所者の地域生活への移行等に関する意向などを踏まえ、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標①：令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の2.9%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活に移行します。

指標	目標（令和8（2026）年度末）	備考
地域生活移行者数	2人	令和8（2026）年度までに施設入所から共同生活援助等へ移行する者の累計 基準値（令和4（2022）年度末時点の施設入所者数、継続入所者※5人を除く）：67人

※継続入所者…整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者。

(2) 施設入所者の削減

国の指針では、令和8（2026）年度末の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としています。

本市においては、国の指針や真に施設入所支援が必要な者の見込みを勘案し、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標②：令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から2.9%以上削減します。

指標	目標（令和8（2026）年度末）	備考
施設入所者の削減数	2人	令和4（2022）年度末時点と令和8（2026）年度末時点との施設入所者数の差 基準値（令和4（2022）年度末時点の施設入所者数、継続入所者5人を除く）：67人

2 地域生活支援の充実

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等が整備（複数市町による共同整備を含む。）されるとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8（2026）年度末までに、市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においては、国の指針に沿って、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標③：令和8（2026）年度末までに、地域生活支援拠点等に参画する事業所を増やし、事業所間のネットワーク体制の構築を目指します。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

成果目標④：令和8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握、強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備について検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の指針では、令和8（2026）年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。併せて、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所のそれぞれに係る移行者数の目標値を定め、それぞれ令和3（2021）年度実績の1.31倍以上、1.29倍以上及び1.28倍以上を目指すこととしています。

本市においては、近年の一般就労の移行者数の現状を踏まえ、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑤：令和8（2026）年度中の就労移行支援事業所等※を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.60倍以上とします。
成果目標⑥：令和8（2026）年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.33倍以上とします。
成果目標⑦：令和8（2026）年度中の就労継続支援A型事業所を通じた一般就労への移行者数を1人以上とします。
成果目標⑧：令和8（2026）年度中の就労継続支援B型事業所を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の2.00倍以上とします。

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を行う事業

指標	目標（令和8（2026）年度末）	備考
一般就労への移行者数 (a)	7人	令和8（2026）年度中の一般就労移行者数 基準値 a:5人 b:3人 c:0人 d:1人 （令和3(2021)年度の実績）
うち就労移行支援事業所からの移行者数 (b)	4人	
うち就労継続支援A型からの移行者数 (c)	1人	
うち就労継続支援B型からの移行者数 (d)	2人	

(2) 一般就労後の定着支援

国の指針では、令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることも基本としています。

本市においては、国の指針のとおり、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑨：令和8（2026）年度中の就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とします。
成果目標⑩：地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、下松市地域自立支援協議会の就労部会等を活用し、取組を進めます。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えない）に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

また、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑪：周南圏域において児童発達支援センターが設置されており、今後もこの体制を継続していきます。

令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターや障害児通所支援施設等が実施する保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも差し支えない）に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑫：周南圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を利用できる体制が構築されており、今後もこの体制を継続していきます。

成果目標⑬：周南圏域において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を利用できる体制が構築されており、今後もこの体制を継続していきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、国の指針のとおり、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑭：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、下松市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会を設置しており、今後もこの体制を継続していきます。
成果目標⑮：医療的ケア児等コーディネーターとして、市職員及び市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員等を配置していますが、今後もコーディネーターの増員に努めていきます。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8（2026）年度末までに各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を果たす基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

本市においては、国の指針に沿って、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑯：令和8（2026）年度末までに、地域の相談支援体制の強化に努め、総合的な相談支援、関係機関等との連携の緊密化を通じた地域づくりを目指すとともに、基幹相談支援センターの設置を検討します。
成果目標⑰：個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うための協議の場として、下松市地域自立支援協議会の相談支援会議等を活用します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、国の指針に沿って、成果目標を次のとおり設定します。

成果目標⑱：令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、市職員の障害福祉サービスその他の研修への積極的な参加や、関係自治体と必要に応じて情報共有を行います。 また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を事業所等と共有することで、提供される障害福祉サービスの質の向上を図ります。

第4節 障害福祉サービス等の必要量の見込みについて

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害児通所支援等の実施に関する考え方、必要量及びその確保のための方策を定めます。

必要量を見込むにあたっては、現に利用している者の人数や利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量のほか、施設や精神科病院からの地域移行者数、一般就労への移行者数などの成果目標、地域の雇用情勢等を総合的に勘案して、利用者数及び利用量を算定します。

なお、利用ニーズを把握するため、総合支援学校の在校生を対象とした進路希望の調査や、事業所を対象としたサービス利用のアンケートを実施しています。

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事支援を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、外出時において同行及び移動に必要な情報提供を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動等の必要な補助等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中で、その程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数/月	31	31	32	32	32	32
	利用時間/月	272	225	225	256	256	256
重度訪問介護	利用者数/月	0	0	1	1	1	1
	利用時間/月	0	0	577	577	577	577
同行援護	利用者数/月	2	3	3	3	3	3
	利用時間/月	31	38	37	42	42	42
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間/月	0	0	0	0	0	0

【必要量確保のための方策】

サービス提供事業者に対し、身体障害や知的障害、精神障害、難病等の特性を十分理解し対応できる専門的な人材の確保、資質の向上等を働きかけていきます。

また、介護保険サービス提供事業所等との連携を図りながら、必要量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能（機能訓練）又は生活能力（生活訓練）の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和7年10月に創設予定の新たなサービス。）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労の継続を図るため、就労の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気等で介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設での必要な介護を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護 (継続入所者を除く)	利用者数/月	107	106	108	108	108	108
	利用日数/月	2,127	2,105	2,138	2,160	2,160	2,160
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	2	1	1	3	3	3
	利用日数/月	26	9	11	30	30	30
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	6	3	4	6	6	6
	利用日数/月	80	41	48	108	108	108
就労選択支援	利用者数/月	—	—	—	—	2	2
	利用日数/月	—	—	—	—	10	10
就労移行支援	利用者数/月	8	7	8	8	8	8
	利用日数/月	141	128	153	140	140	140
就労継続支援A型	利用者数/月	27	31	30	32	34	36
	利用日数/月	479	557	541	576	612	648
就労継続支援B型	利用者数/月	91	102	100	105	110	115
	利用日数/月	1,671	1,859	1,854	1,995	2,090	2,185
就労定着支援	利用者数/月	2	3	3	5	6	7
療養介護	利用者数/月	8	7	7	8	8	8
短期入所(福祉型)	利用者数/月	5	5	5	10	10	10
	利用日数/月	42	47	47	80	80	80
短期入所(医療型)	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
	利用日数/月	1	2	1	2	2	2

【必要量確保のための方策】

障害者が地域で生活できるよう、サービス提供事業所等と連携し、相互の情報共有を進めることにより、質の高いサービスやニーズに即したサービスの提供に努めます。

また、サービスの提供体制を確保するため、事業者に対し新規参入や利用定員の拡大を働きかけます。

(3) 居住系サービス

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	施設等から退所・退院した人に対し、自立した日常生活の実現のために、一定期間、訪問して必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	27	29	28	30	31	32
施設入所支援 (継続入所者を除く)	利用者数/月	67	68	69	68	67	65

【必要量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、障害者の地域移行が進むのに伴い、地域生活に向けた訓練の場、又は生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、定員拡大及び新規参入意向のある事業所が、円滑にサービスの提供を開始できるよう支援し、必要量に応じた提供体制の確保に努めます。

2 指定相談支援

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成し、利用状況の検証（モニタリング）や、事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	入所・入院中の人々が地域生活に移行するために、住居の確保やその他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数/月	59	52	50	55	56	57
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1

【必要量確保のための方策】

計画相談支援については、新たな事業所の参入や指定特定相談支援事業所の拡充を促進し、支援が必要な利用者への支援提供体制の確保を目指します。

3 障害児通所支援等

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応及びその他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の必要な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児で通所が著しく困難な障害児に、訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成し、利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整等を行います。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援(福祉型)	利用者数/月	27	42	51	52	56	60
	利用日数/月	242	303	382	390	420	450
児童発達支援(医療型)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	113	115	127	130	130	130
	利用日数/月	1,261	1,198	1,402	1,430	1,430	1,430
保育所等訪問支援	利用者数/月	3	8	11	12	12	12
	利用日数/月	3	9	14	18	18	18
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	26	26	30	31	32	33
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人数	5	6	6	6	6	7

【必要量確保のための方策】

放課後等デイサービスについては、利用の拡大が見込まれることから、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービスの提供が行えるよう、利用定員の拡大に努めます。

障害児相談支援については、相談支援事業所と連携し、計画の策定やモニタリングに必要な相談支援体制を確保します。

また、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、県が開催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ参加し、コーディネーターの配置に努めます。

4 その他の活動指標

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置】

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【精神障害者における障害福祉サービスの利用者数】

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
共同生活援助の利用者数	7人	7人	7人
自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

(2) 地域生活支援拠点等の充実

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回

(3) 相談支援体制の充実・強化等

指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
下松市 地域自立 支援協 議会	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回	6回	6回
	事例検討会への参加事業者・機関数	6者	6者	6者
	専門部会の設置数	4件	4件	4件
	専門部会の実施回数	10回	10回	10回

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
県が実施する障害福祉サービス等に関する研修及びその他の研修への市職員の参加人数		5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12回	12回	12回

(5) 発達障害児者に対する支援

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数	3人	3人	4人
ピアサポート活動への参加人数	12人	12人	12人

(6) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備（保育所等における障害児受入人数）

指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所	65人	65人	65人
認定こども園	10人	10人	10人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	80人	80人	80人

第5節 地域生活支援事業の必要量の見込みについて

第6期障害福祉計画の進捗状況に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における事業の内容及び考え方、必要量及びその確保のための方策を定めます。

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援事業等の特に日常生活に欠かせないサービスと、自主的に取り組む事業を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しています。

なお、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業の実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業の実施を検討していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人や障害特性等について地域住民の理解を深めるために、研修や啓発活動を行います。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【必要量確保のための方策】

障害等への理解を深めるための研修や啓発活動を実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等による地域生活における自発的な取組を支援します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【必要量確保のための方策】

今後も引き続き、家族会等が行うピアサポート事業に助成を行います。

(3) 相談支援事業

障害者が自立した日常生活を営むために、障害者とその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、相談等の業務を総合的に行う事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望するものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業です。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

【必要量確保のための方策】

障害者相談支援事業については、事業所と連携し必要な相談支援を実施します。また、障害者が身近な地域で相談が行えるよう、下松市地域自立支援協議会の各部会において事例研究を行うとともに地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

基幹相談支援センターや住宅入居等支援事業については、設置や実施の検討を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が十分でない人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	3	2	3	3	3

【必要量確保のための方策】

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を支援して法人後見の体制整備を図り、障害者の権利擁護を進めていきます。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

【必要量確保のための方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人が確保できるよう、下松市社会福祉協議会等と連携し、事業の実施について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等の意思疎通の支援として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等の社会生活上必要不可欠な用務に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳を必要とする障害者に常時対応できるよう、手話通訳者を設置する事業です。
遠隔手話通訳サービス事業	手話通訳を必要とする障害者が、タブレット等を利用して離れた場所にいる手話通訳者から通訳を受ける事業です。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	87	101	150	150	150	150
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	検討	検討	検討
遠隔手話通訳サービス事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【必要量確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、事業の周知を図るとともに、下松市社会福祉協議会と連携し、今後も体制の維持を図っていきます。

また、市役所窓口での各種相談や手続等を行う際の意味伝達を支援するため、手話通訳者の設置体制について検討するとともに、遠隔手話通訳サービスの実施を継続します。

(7) 日常生活用具給付等事業

身体障害者、知的障害者、難病患者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具を給付します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具 (8品目)	給付件数	2	0	1	2	2	2
自立生活支援用具 (11品目)	給付件数	7	7	7	6	6	6
在宅療養等支援用具 (8品目)	給付件数	7	3	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具 (19品目)	給付件数	10	10	10	15	15	15
排泄管理支援用具 (3品目)	給付件数	1,050	978	930	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具 (1品目・住宅改修)	給付件数	0	0	1	1	1	1

※事業名の（ ）内には、令和5年度末現在の品目数を記載しています。

【必要量確保のための方策】

地域の実情や利用者の状況等に応じ、支給品目の追加や見直し等を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の活動への支援者として期待される手話奉仕員を養成するための講座を実施します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	受講修了者数	コロナ禍のため延期	6	6	7	7	7

【必要量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、下松市手話奉仕員養成協会との連携により、今後も研修を継続して開催していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者が、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	10	7	6	13	13	13
	延利用時間	472	252	100	650	650	650

【必要量確保のための方策】

障害者の社会参加を支援するサービスであり、新規事業所が円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、必要量に応じた提供体制の確保に努めます。

また、希望者に必要な支援が行き届くよう、制度の周知に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障害者の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。

事業名	内 容
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	28	31	35	55	55	55

【必要量確保のための方策】

地域活動支援センターⅠ型については、対象者に対し事業の周知を図るとともに、事業所と連携して、今後も事業を継続していきます。

(11) その他の事業

事業名	内 容
日中一時支援事業	障害者支援施設等において障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	歩行が困難な在宅の身体障害者又は難病患者等であって、家庭又は公衆浴場で入浴が困難な人に対し、自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助を行います。
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強や交流を図るため、スポーツ教室等を開催します。

点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳等の方法により、市広報等を発行します。
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	点訳・音訳に必要な技術を習得した点訳・音訳奉仕員を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車を運転することにより就労等の社会参加が見込まれる者に対して、自動車の運転免許取得に必要な費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自動車を運転することにより就労等の社会参加が見込まれる者に対して、自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

必要量		実績 (令和5年度は見込み)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	14	15	15	38	38	38
	延利用回数	327	418	650	1,000	1,000	1,000
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1	2	2	3	3	3
	延利用回数	12	110	107	210	210	210
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	利用件数	2	1	1	2	2	2

【必要量確保のための方策】

事業についての周知を図るとともに、利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。